

BANQUETS REGULATION

宴会・催事約款

ホテル雅叙園東京（以下、当ホテルと称します）では、宴会又は催事（以下、宴会等と称します）のご契約及び宴会場又は催事場（以下、宴会場等と称します）のご利用（以下、宴会場等の利用契約と称します）に関して、以下のとおり定めておりますので予めご了承ください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご利用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は所定の室料をお支払い戴いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し、次の宴会使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承ください。

2. 有料人数の確認

お料理を用意する人数（以下、有料人数と称します）を宴会等の開催日の3日前の正午までに当ホテルの担当者にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数の料金を頂戴いたします。

3. お支払い

当ホテルから提示いたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日の14日前までに所定の金融機関へのお振込、もしくは現金にてお支払いください。

※ご精算後に過不足が発生した場合、当日ご清算ください。

4. 取消料

すでにご契約をいただいた宴会等をお取り消しされる場合には、次の通り取消料を頂戴いたします。

お取消日	キャンセル規定
ご契約日から宴会等当日の91日前	見積金額の20%と実費諸費用
宴会等当日の90日前から61日前	見積金額の30%と実費諸費用
宴会等当日の60日前から31日前	見積金額の50%と実費諸費用
宴会等当日の30日前から前日	見積金額の80%と実費諸費用
宴会等当日	見積金額の100%と実費諸費用

※実費諸費用とは、当ホテル又は企画や準備に関連した外部手配費用を指します。

5. ご契約見積金額からの減少又は減額

ご契約時のお見積金額からの減少又は減額につきましては、次の通り減少減額料を頂戴いたします。

変更日	減少減額料規定
ご契約時から宴会等当日の31日前までに ご契約見積金額の20%以上の減少又は減額	20%を越える減少又は減額分の 料金
宴会等当日の30日前から宴会等当日まで にご契約見積金額10%以上の減少又は減額	10%を越える減少又は減額分の 料金

6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾・音楽・余興及びコンパニオン等につきましては、当ホテルより指定事業者到手配させていただきます。お客様が直接当ホテルの指定事業者以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルにご確認いただいた後に、ご依頼ください。（当ホテルの事前の同意を得ずに直接事業者にご依頼なさることはご遠慮ください）

7. 直接ご依頼の事業者に対する指示

当ホテルの了解のもとお客様が直接依頼された事業者が行なう行為（搬入・搬出・設営など）については、当ホテルの指示に従っていただきます。

8. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）及びお客様がご依頼された事業者の方々は当ホテルの施設・什器備品等を破損、損傷しないよう充分にご注意ください。もし、施設・什器備品に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して当ホテルよりご案内申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

9. 解約

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会場等の利用契約を解除いたします。

- ①宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると当ホテルが判断した場合。
- ②他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断した場合。
- ③お客様が宴会場等もしくは当ホテル職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を行ったと認められる場合。
- ④天災地変他、当ホテルの責任に帰することが出来ない事由により宴会場等が使用できない場合。なお、これらの事由による解約に伴う損害賠償等の金銭は、お支払いいたしかねます。但し、既にお支払いいただいている金額は、手配済みの実費諸費用を差し引いてご返金させていただきます。
- ⑤この“宴会・催事約款”に違反した場合。

10. 暴力団員に関する法律・条例の遵守による解除等

①宴会場等の利用契約の申込をされる方及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する方は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）及び「東京都暴力団排除条例」（平成23年10月1日施行）の定めにより、次の各号に該当せず、かつ将来にわたっても、該当しないことを確認します。

ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属する者

イ. 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる者

ウ. 反社会的勢力を利用してしていると認められる者

エ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

オ. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ. 自ら、又は、第三者を利用して、当ホテル及び当ホテルの関係者に対して、詐術暴力的行為、または、脅迫的言辞を用いる者

②宴会場等の利用契約の申込をされる方、及び、その代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、前項各号の一に該当することが判明した場合には、当ホテルは、宴会場等の利用契約には応じません。

③ご予約後に、宴会等のご出席者の中にお一人様でも、第1項各号の一に該当することが判明した場合、当ホテルは、何らの催告を要さずに、宴会場等の利用契約を解除させていただきます。

④お見積相当額のご予約金又は前受金等をお預かりした後に、宴会等のご出席者の中にお一人様でも、第1項各号の一に該当していることが判明した場合、当ホテルは、何らの催告を要さずに、宴会場等の利用契約を解除し、お預かりしている金額よりすでに手配済みの実費諸費用を差し引いてご返金いたします。

⑤宴会等の当日に、第1項各号の一に該当する者の参加・出席が判明した場合は、何らの催告を要さずに、宴会場等の利用契約を解除し、宴会等のご利用を中止させていただきます。この場合、お客様は、いかなる状況においても、直ちに、宴会場等の利用をやめ、当ホテルを退去しなければなりません。なお、③から⑤の場合、第4条（取消料）に該当するものとみなし、取消料をご請求させていただきます。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込。

②発火又は引火性の物品の持込。

③悪臭を発生するものの持込。

④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。

⑤備付品等の移動。

⑥使用目的以外のご利用。

⑦その他法令で禁じられている行為。

12. その他

次に掲げる各項目につきましては、ご遠慮いただく場合もございます。

①太鼓等の振動音を発するもの

②食品や飲料等のお持込み

③他会場に影響を及ぼすもの

13. 個人情報の取扱い

お客様からいただいた個人情報は当ホテルの業務上使用するものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますので、ご了承ください。なお、お客様の同意なくして、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

2019.8改訂

ご予約・お問合せ

ホテル雅叙園東京 営業部

TEL.03-5434-3860 (10:00-18:00)

Email sales@hotelgajoen-tokyo.com

〒153-0064 東京都目黒区目黒1-8-1

